

確認事項

デジタル化データの送付に当たりまして、下記についてご確認いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 対象資料は、国立国会図書館（以下「当館」という。）未所蔵の絶版等で入手困難な資料であり、かつ当該資料を所蔵する申出機関（提供機関）がデジタル化したデータであること。
- (2) 当該データは当館の提示する収集要件に沿ったものであること。
- (3) 当該データの送付に要する費用は申出機関（提供機関）が負担すること。
- (4) 当該データを当館が国立国会図書館デジタルコレクションに保存するとともに、各資料に応じた範囲で提供すること。
- (5) 当該データを図書館送信及び個人送信する際には、当館による定期的な除外手順を経るため、送付されたデータの全件が永続的に図書館送信及び個人送信の対象となるわけではないこと。
- (6) 当該データのインターネット公開を希望する場合は、申出機関（提供機関）で権利処理等を行い、国立国会図書館で確認すること。
- (7) 当館が当該データを基に本文テキストデータを機械的に作成し、当館で本文検索に利用すること及び視覚障害者等へ提供すること。
- (8) 当該データを国立国会図書館デジタルコレクションに保存した後は、送付の取下げ等には応じることができないこと。
- (9) 当該データの利用に係る制限の取扱いは当館所蔵のデジタル化資料に準じるものであること。
- (10) 当該データに係る外部からの問合せに対しては、当館より申出機関（提供機関）に回付する場合があること。